

許 可 証

住所 東京都 町田市本曽東1丁目34番6号

(株)三凌商事

氏名 代表取締役 赤 石 賢 治

電話 042-726-2647

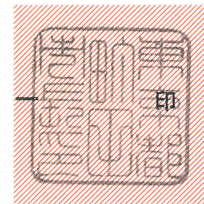
NO COPY

再 複 写 無 効

一般廃棄物処理業については、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第48条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり許可する。

2020年4月1日

町田市長 石 阪 丈



記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 一般廃棄物の種類 | 紙くず・厨芥類・木くず・繊維くず・剪定枝・畳
ディスプレイ汚泥・特定家庭用機器廃棄物・家庭系臨時ごみ |
| 2 収集、運搬、処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別 | 収集・運搬 保管・積替え(特定家庭用機器廃棄物に限る) |
| 3 作業場所 | 町田市内 |
| 4 許可期限 | 2022年 3月 31日まで |
| 5 条件 | |
| (1)廃棄物関係法令を遵守すること。 | |
| (2)資源化及び減量化に努めること。 | |
| (3)市の指示に従うこと。 | |
| (4)その他 | |

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)